

通勤手当認定基準の変更により手当額が減額となる例

「路線数減」の取扱い廃止により通勤手当額が減額となるケース

		起点駅	経由1	経由2	経由3	経由4	終点駅	運賃	運賃×1.2	路線数	所要時間 (駅すばあと)	現行 認定結果	改定後 認定結果
1	届出	信貴山下	生駒	長田	森ノ宮		天満	178,040		4	69	○	×
	最安	信貴山下	王寺	久宝寺	放出	京橋	天満	92,910	111,492	5	76		
	※	信貴山下	王寺	天王寺			天満	105,570		3	62	○	○
	(参考)	信貴山下	王寺	天王寺	動物園前		扇町	130,970		4	58	○	○
2	届出	阪大病院前	万博記念公園	門真市	京橋		桜ノ宮	157,380		4	75	○	×
	最安	阪大病院前	万博記念公園	山田	淡路	大阪梅田	桜ノ宮	123,410	148,092	5	77		
	※	阪大病院前	万博記念公園	南茨木	大阪梅田		桜ノ宮	133,070		4	71	○	○
3	届出	南吹田	新大阪	天王寺			河堀口	101,320		3	48	○	×
	最安	南吹田	新大阪	大阪	天王寺		河堀口	69,150	82,980	4	55		
	(参考)	南吹田	新大阪	天王寺			文の里	76,530		3	45	○	○

- ・1、2については、届出よりも所要時間が短い認定可能なルート(表中※)あり。
- ・3については、終着駅を近隣の駅にすることで、届出と類似した経路を認定できる。
- ・1～3の届出については、令和3年5月1日時点のデータでは対象の職員はなし。